

# 香川県小中学校教頭会会則

## 第一章 総 則

### 第1条 (名称)

本会は香川県小中学校教頭会という。

### 第2条 (事務所)

本会の事務所を高松市西宝町二丁目6-40 (香川県教育会館) におく。

### 第3条 (目的)

本会は県内各支部教頭会相互の緊密な連携を図り、教頭としての職責の自覚とその職能の向上を期し、香川県小中学校教育の振興に寄与することを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 教頭としての学校管理運営に関する調査研究
- 2 研修会、協議会等の開催
- 3 会報、研究資料等の作成、発行並びに必要な広報活動
- 4 その他、この会の目的を達成するために必要な事項

## 第二章 組 織

### 第5条 (構成)

本会は、香川県内の公立小中学校教頭並びにこれに準ずる者をもって組織する。また、本会は各郡市の教頭会を編成した次の9支部で構成する。

- 1 高松小 (高松市・木田郡・香川郡小学校)
- 2 高松中 (高松市・木田郡・香川郡中学校)
- 3 丸亀 (丸亀市小中学校)
- 4 坂出 (坂出市小中学校)
- 5 さぬき・東かがわ (さぬき市・東かがわ市小中学校)
- 6 小豆 (小豆郡小中学校)
- 7 綾歌 (綾歌郡小中学校)
- 8 仲善 (仲多度郡・善通寺市小中学校)
- 9 三観 (三豊市・観音寺市小中学校)

### 第6条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- 1 会長・副会長
- 2 理事
- 3 評議員
- 4 事務局長・事務局次長
- 5 研究部長・研究副部長
- 6 要請部長・要請副部長
- 7 会計長・会計次長
- 8 事務局員
- 9 監事

### 第7条 (研究部)

本会に研究部をおく。研究部は次の部員で構成する。

- 1 研究部長・研究副部長
- 2 研究部員

## 第8条（役員等の選出）

役員、研究部員の選出は次のように行い、任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。

- 1 理事、評議員を除く役員は、役員会において会員の中から選出する。選出の原則は別表1に示す。
- 2 理事及び評議員は各支部教頭会において選出する。原則として、理事は各支部教頭会の会長、評議員は各支部教頭会の事務局長とする。
- 3 研究部員は各支部教頭会において選出する。選出の原則は別表2に示す。

## 第9条（役員の任務）

役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は各支部を代表し、会務を審議、企画する。
- 4 評議員は各支部の理事を補佐し、会務を審議するとともに、本会の決定事項等諸種の連絡調整に当たる。
- 5 事務局長は本会の運営を企画し、連絡調整に当たる。事務局次長は事務局長を補佐する。
- 6 研究部長は本会の研究部の運営を企画し、研究活動に当たる。研究副部長は研究部長を補佐する。
- 7 要請部長は本会の要請活動を企画運営する。要請副部長は要請部長を補佐する。
- 8 会計長は会計事務をつかさどる。会計次長は会計長を補佐する。
- 9 監事は会計事務を監査し、その結果を総会で報告する。
- 10 事務局員は本会の運営に必要な事務に当たる。

## 第三章 機 関

### 第10条（機関）

本会には次の機関をおき、会長がこれを招集する。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 事務局会
- 4 研究部会

### 第11条（総会）

総会は毎年1回開催する。ただし、役員会で必要と認めたときは臨時に開催することができる。総会は会員総数の過半数をもって成立するものとする。また、出席会員の過半数によって議決する。

総会では次のことを審議する。

- 1 会務及び決算報告
- 2 事業計画及び予算
- 3 役員承認
- 4 会則の変更
- 5 その他必要な事項

#### 第12条（役員会）

役員会は総会に次ぐ議決機関で、第2章第6条の役員をもって構成し、次のことを審議する。

- 1 総会に提出する議案
- 2 役員を選出
- 3 総会から委任された事項
- 4 その他必要な事項

#### 第13条（事務局会）

事務局会は、会長・副会長・事務局長・事務局次長・研究部長・研究副部長・要請部長・要請副部長・会計長・会計次長・事務局員で構成し、次のことを審議する。

- 1 総会・役員会に提出する議案
- 2 総会・役員会から委任された事項
- 3 その他必要な事項

#### 第14条（研究部会）

研究部会は定期的を開催し、本会の目的である教頭としての職責の自覚とその職能の向上を目指し、研究主題に基づく調査研究を推進する。

### 第 四 章 会 計

#### 第15条（経費）

本会の経費は、会費・負担金・補助金・その他の収入をもってあてる。

#### 第16条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第17条（監査）

年度末に会計監査を受ける。

### 第 五 章 表 簿

#### 第18条（表簿）

会則、役員名簿、事業報告書、会計簿その他必要な表簿を備えておく。

### 附 則

#### 第19条（顧問）

本会には顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱し、会長の求めに応じて、本会の運営等に関して指導・助言を行う。

#### 第20条（細則）

本会則を行うに必要な細則は別に定める。

#### 第21条 本会則は平成13年5月25日から実施する。

- 平成14年5月28日 一部改正
- 平成15年5月27日 一部改正
- 平成18年5月30日 一部改正
- 平成19年5月25日 一部改正
- 平成20年5月30日 一部改正
- 平成21年5月29日 一部改正

(別表 1)

## 香川県小中学校教頭会役員

役 職			備 考
会 長	1 名		(当該副会長は、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理しまたは行う)
副 会 長	2 名		
		2 名	別表 3 に示す支部の順に選出、理事と兼務
理 事	9 名		原則として各支部会長
評 議 員	9～18名		原則として各支部事務局長(各支部の事情により 2 名も可)
事 務 局	事 務 局 長	1 名	小中学校から少なくとも 1 名以上
	事務局次長	若干名	
	研 究 部 長	1 名	小学校 2 名, 中学校 2 名
	研究副部長	3 名	
	要 請 部 長	1 名	小学校 1 名, 中学校 1 名
	要請副部長	1 名	
	会 計 長	1 名	小学校 2 名, 中学校 1 名
	会計次長	2 名	
	事 務 局 員	若干名	事務員を含む
監 事	2 名		別表 3 に示す支部の順に選出・他の役職と兼務不可
計	約 50 名		

※ 会長, 副会長 2 名及び事務局は原則として高松支部から選出する。

(別表 2)

## 香川県小中学校教頭会研究部

役 職			備 考
研 究 部 長	1 名		小学校 2 名, 中学校 2 名
研 究 副 部 長	3 名		副部長 2 名は支部研究部長 (県研究部員) と兼務可
研 究 部 員	16 名		原則として各支部小中学校別研究部長各 1 名
計	約 20 名		

※ 部長, 副部長 1 名は原則として高松支部から選出する。